

第 338 回月例会・報告概要

開催日：2016 年 1 月 23 日（土曜日） 10：00～

報告者：石田眞得（関西学院大学）

テーマ：金融商品取引法の民事責任規定

—とくに 17 条および役員・元引受人の民事責任の規定を中心に—

報告者コメント：最近、粉飾決算等が行われた上場会社の投資家が会社のみならず役員の損害賠償責任を追及する事例が見られるようになってきました。本報告では、会社法上の責任追及との比較も加えながら、金商法上の役員責任の規定および裁判例の動向を検討するとともに、日本ではまだ公表判例がない元引受証券会社の損害賠償責任についても検討したいと思います。

報告概要：

1. 開示書類の虚偽記載等に対する証券取引等監視委員会の課徴金納付命令の勧告事例（平成 26 年 4 月～）
 - ・課徴金事例 東芝ほか 11 件
 - ・刑事告発事例 オリンパスほか 3 件
2. 無届募集
 - ①生物化学研究所（H22・11・26 申立、H22・12・15 甲府地決）、②丸美（H23・2・9 告発）
3. 無届募集と民事責任（金商法 16 条）
 - (1) 無届募集を行った者の責任
 - ①刑事罰、②課徴金、③裁判所の禁止または停止命令、④民事責任
 - (2) 金商法 16 条の「前項の規定に違反して」・・・金商法 15 条の違反行為
 - ・届出の効力発生前に有価証券を募集または売出しにより取得させまたは売りつける行為（金商法 15 条 1 項）
 - ・目論見書の交付義務違反（金商法 15 条 2～4 項）
 - (3) 15 条の違反行為と損害との相当因果関係の立証
「当該違反行為により生じた」損害とは？？
 - ①真実の財務状況等が隠されていたとき
 - ②真実の財務状況が公表されていたとき 価格下落を観念できるのか？
 - ③取得自体を損害と考えようとする・・・
 - (4) 補足—目論見書の交付義務違反について
損害との相当因果関係の立証が原告の負担となっている。
参考）東京高判 H12・10・26 判時 1734・18（消極）
4. 目論見等の使用者の民事責任（金商法 17 条）
 - (1) 金商法 17 条の意義 不法行為責任の一種（過失の立証責任が転換）
 - (2) 虚偽記載等のある目論見書または資料
 - (3) 有価証券を取得させた者とは？
 - ・直接の契約当事者
 - ・あっせん、勧誘、説明等を行った結果、有価証券を取得するに至った場合のあっせん等を行った者（最判 H20・2・15 民集 62・2・377 参照）
 - (4) 相当な注意の抗弁（金商法 17 条但書）
 - ・一律に定められない→「相当な」注意

- ・金商法 17 条と同 21 条との関係に関する現在の多数説とライツオファリングの場合の救済
 - (5) 賠償請求権者
 - ・善意の立証責任
 - ・無過失の要否
5. 発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載等の役員の責任
- (1) 概要
 - ・有価証券届出書の虚偽記載等 金商法 21 条 1 項、22 条
 - ・目論見書の虚偽記載等 金商法 21 条 3 項
 - ・有価証券報告書の虚偽記載等 金商法 22 条の 4
 - ・四半期報告書の虚偽記載等 金商法 24 条の 4 の 7 第 4 項
 - ・半期報告書、臨時報告書の虚偽記載等 金商法 24 条の 5 第 5 項
 - (2) 役員の免責事由—相当な注意を尽くしても知ることができなかった
→ライブドア集団投資家訴訟 1 審判決（東京地判 H21・5・21）・控訴審判決（東京高判 H23・11・30）参照
 - (3) アーバンコーポレイション事件（東京地判 H24・6・22）
→3 グループ（①準備関与の取締役、②非関与の役員のうち取締役会出席役員、③取締役会欠席役員）に区分して、相当な注意を果たしたかを検討
 - (4) シニアコミュニケーション事件（東京地判 H25・2・22）
→謀議から除外された取締役が相当な注意を用いたかどうかを検討
 - (5) ニウスコー事件（東京地判 H25・10・15）
→非常勤の社外監査役が相当な注意を果たしたかどうかを検討

©大阪企業法務研究会 2016